

## 2012年9月議会 反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2012/10/3

私は、日本共産党県議団として、提案されました21件の議案のうち、19件に賛成し、反対する2件のうちの主なものについてと、請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうちの主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

はじめに、議案第79号「鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これは、国民健康保険法の一部改正に伴い、県調整交付金が給付等の7%から9%に引き上げられたため、普通調整交付金と特別調整交付金の交付割合を変更するものであります。

今回の国保法の改正は、2012年4月に、民主、自民、公明、みんなの党の賛成で可決・成立したもので、その内容は、定率国庫負担を34%から32%に削減し、都道府県調整交付金を7%から9%に引き上げるというものです。

そもそも、年金生活者や失業者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険です。ところが、歴代政権は国庫負担を削減し続け、しかも、「国保世帯の貧困化」のもとでそれを見直そうとしませんでした。この「二重の失政」により、国保は財政難、保険料高騰、滞納増という「悪循環」を抜け出せなくなりました。

こうした国保の危機的事態を打開する抜本的改革が今こそ必要です。ところが、民主党政権は、野党時代にかかげた市町村国保への9千億円の国庫負担増「保険証取り上げの是正」などの公約を次々と投げ捨て、かわって国保の「広域化」路線を強力に推進するようになりました。そして、2010年から11年、「広域化」の地ならしをする制度改定を次々に行いました。

2010年の国保法改定では、都道府県知事に「広域化等支援方針」を策定させ、市町村国保の「財政改善」、「収納率向上」などを指導する仕組みが導入されました。また、それまで国が行っていた、国保税の収納率が低い自治体や、給付費が国の基準を超える自治体に対するペナルティの権限を都道府県に移譲し、都道府県が支出する調整交付金についても「支援方針」の達成状況に応じて、知事が配分を決めることにしました。

国保危機を打開するには、国庫負担は削減ではなく、引き揚げこそ必要です。特に、定率国庫負担はすべての自治体に無条件に拠出される部分であり、その削減は、市町村の国保財政の困難をいっそう拡大します。

都道府県調整交付金を増やす理由について、厚労省は「保険財政共同安定化事業」の拡充で、拠出超過となる市町村に対し、都道府県が援助できるようにするためと説明していますが、住民負担増や収納率向上にむけた、都道府県のさらなる「指導権の発揮」を求めてくることは必至です。

以上、国保に対する定率国庫負担の削減と県調整交付金の増加に反対する立場で、本議案に賛成できないものであります。

次に、陳情第1013号「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書について、委員会審査結果では、「採択」ではありますが、これは不採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、東日本大震災や原発事故、領土問題を口実にして、これらの原因も対応策も別々の危機的事象を一緒くたにして、地方自治や国民の基本的な人権を制限する「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求めているものです。

東日本大震災のような大規模な自然災害の「自衛隊、警察、消防などの初動態勢」の遅れ問題は、災害対策基本法の課題であり、それ以上に政府の統治能力、危機管理能力の問題としてかんがえるべきものであります。

また、原子力災害に対しては、原発が人類にとって制御不可能な技術であることの認識に立ち、原発依存からの脱却、原発ゼロを目指す視点から、原子力利用の大綱を定める原子力基本法を抜本的に見直すことが最優先の課題です。

さらに、尖閣諸島や竹島、千島列島などの領土をめぐる問題については、関係国との話し合いによる粘り強い外交努力によって、解決すべきであります。

本陳情の中には「我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており」とありますが、そもそも日本国憲法は、2千万人ものアジアの人々の命を奪い、国内でも310万人もの犠牲者を出したことの反省の上に立ち、憲法前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」と明記し、9条で、戦争はしない、軍備は持たないと定め、戦争をしないことを国づくりの基本路線としたのです。武力攻撃や戦争は、自然災害と異なり、人間の力で発生そのものを防止することが可能です。国と国との平和友好関係を構築し、武力紛争を起こさせない外交努力こそ平和にとって必要です。本陳情は、憲法を踏みにじるものであり、不採択とすべきであります。

次に陳情第3023号「県営住宅希望ヶ丘団地の現地での建替えを求める陳情書」について、委員会審査結果では、「継続審査」ではありますが、これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、県営住宅希望ヶ丘団地の住民から提出されており、老朽化した住宅の建て替え計画について、建て替えは現地で行い、希望者が継続して住み続けられるようにしてほしいという陳情であります。

希望ヶ丘団地は、現在46世帯が入居していますが、60歳以上の高齢者世帯が6割ほどです。また、半数の世帯が希望ヶ丘住宅に30年以上住んでおり、40年以上住んでいる世帯も12世帯に上ります。

高齢者にとって、長年住み慣れたところを去り、新しい環境に適応することは困難です。東日本大震災でも、自宅を離れ、仮設住宅にはいった被災者を孤立させずに、新たなコミュニティをつくっていくのが重要な課題とされています。

本陳情は採択し、県に現地での建替えの検討を求めるべきであります。

次に陳情第3024号「米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める陳情書」について、委員会審査結果では、「継続審査」ではありますが、これは採択すべきであることを主張いたします。

危険なオスプレイについて、全国各地で、配備に反対する声と運動が広がっています。

沖縄県では、オスプレイ配備に反対する意見書が、県議会を含む全42自治体で可決されました。本土でも、オスプレイの低空飛行訓練に対する不安が広がり、9月議会で意見書の可決が広がりつつあります。米軍岩国基地を抱える山口県や低空飛行訓練ルートの一つである「オレンジルート」がかかる徳島県ではすでに意見書が可決され、「ブルールート」がかかる長野県では、15自治体で意見書が可決されています。

低空飛行訓練ルート「パープルルート」はトカラ列島から奄美群島にかかっており、オスプレイが本格運用されることになれば、県民が危険にさらされることになります。

よって、本陳情は採択し、直ちに政府に「オスプレイ配備の撤回を求める意見書」を提出すべきであります。

次に陳情第4016号「学校給食モニタリング事業、検査結果と産地公表等に関する陳情書」について、委員会審査結果では「不採択」ではありますが、これは採択すべきであることを主張いたします。

福島第1原発の事故で放出された放射性物質による環境汚染と健康被害が多くの国民を不安な思いに陥れています。特に、放射能の影響を強く受ける成長過程にある子どもたちの命と健康を守ることは、国や地方自治体の責任であり、そのためにも、まずは、科学的な調査と情報公開が必要です。本陳情は、県が実施している学校給食モニタリング事業について、その測定値を数値で公表することと、給食の食材の産地の把握と公表を求めているものがあります。県民の食の安心と安全を確保するためにも、本陳情は採択すべきであります。

最後に陳情第5024号、第5025号については、一括して反対理由を申し述べます。これらは、南大隅町への放射能汚染土壌の最終処分場計画について、反対する陳情書であり、委員会審査結果では、「継続審査」ではありますが、これらは採択すべきであることを主張いたします。

福島第1原発の事故によって、大量の放射性物質が排出され、その除染が喫緊の課題となっています。先月、除染した汚染土砂の最終処分場の候補地として南大隅町があがっているという報道によって、地元住民や県民は大変不安な思いを持ちました。

今回県議会においても、自民党、県民連合、公明党の代表質問、また一般質問で取り上げられ、知事は明快に「絶対的に反対である」と答弁されています。

本陳情は、「県民の不安、疑心暗鬼を打ち消すために、県議会として、南大隅町への放射能汚染土壌最終処分場計画について反対の意思表示をすること」というものであり、県議会もこの陳情を採択し、知事とともに、反対の意思を示し、県民の不安を払しょくすべきであり、本陳情は「継続審査」でなく、採択すべきであります。

以上で、討論を終わります。